

第 12 回公開講演会

「改正大店法と消費者」

平成 4 年 5 月 21 日、名古屋市愛知会館において、消費者問題研究所主催の第 12 回公開講演会が行われた。今回のテーマは、「改正大店法と消費者」であった。所外より中部通産局商工部流通課長山口奉文氏を招き、本研究所から牧野番三所員と井上崇通所員が加わり、シンポジウム形式で、テーマをめぐって活発な議論が交わされた。小木紀之所長がコーディネーターをつとめた。

冒頭、鈴木正副学長より、「今日地球環境の保全が大きな問題となる状況下で、大量生産ー大量消費の生活が問われるようになり、生活の転換のきざしも見え始めた。時宜を得た消費者問題の議論の深まりを期待する」という趣旨の挨拶がなされた。

シンポジウムでは、まず山口奉文氏が大規模小売店舗法(大店法)をめぐる歴史的経過と、今回の法律改正をめぐる問題について解説された。

昭和 48 年 9 月大店法が制定されたのであるが、それ以前には、大規模小売店に対する規制としては百貨店法があった。これは「企業主義」の建前に立っていた。この法の下では、スーパー(疑似百貨店)は法の通用をまぬがれていた。そこで百貨店法が廃止され、大店法に代わったのである。

大店法では 1500 m²(政令指定都市では 3000 m²)以上の規模をもつ小売店を一括して大型小売店とみなし、法の対象とした。大手スーパーも当然この法の対象となった。これは「建物主義」の建前に立つものであった。

大店法では大型小売店の出店は原則届出制であり、消費者利益を損うおそれのある場合のみ勧告や命令がなされるものであった。しかし、昭和 50 年代、小売業における競争が激化し、トラブルが多発するようになった。そこで大店法運用上で規制を強化することとなり、昭和 53 年には法律を一部改正し、対象店の規模を 1500 m²から 500 m² に引き下げた。

昭和 57 年にはさらに規制が強化され、事前説明会が義務づけられた。届出制とはいえ、届出以前の調整が大きな比重を占めるようになり、その調整期間も漸次長期化してきたのである。

しかし、昭和 50 年代後半から 60 年代にかけて、規制緩和が叫ばれるようになってきた。とくに、平成元年 9 月から 2 年 2 月にかけての日米構造協議で、大店法運用上の適正化、調整期間の短縮化など 3 段階の規制緩和が合意され、法律改正が求められることになった。

平成 4 年 4 月より実施された改正大店法のポイントは次の諸点である。

- ①出店調整期間は、届出時点より 1 年以内に完了する。
- ②出店表明・事前説明等は廃止。
- ③大店審査体制の韓化。

等々。

政府-通産省は中小小売業への支援もいっそう強化し、流通業における共存共栄を願っている。

井上崇通所且の発言は次のような趣旨のものであった。

昨年 9~10 月に行った「大型店と商店街に対する消費者の意識・実態調査」(愛知県生活物価モニター 700 名対象)を分析すると次のような諸点が浮かび上がってくる。

第一に、日常生活のあり方については「節約スタイル」が極めて顕著である。情報収集への態度も軽い。これは年齢層による偏りはなく、どの年齢層においてもまんべんなく、実用型・節約型の生活スタ

イルが読みとれる。

第二に、買い物場所を商品群とクロスさせて特徴をみると、日用品・食料品についてはスーパー利用割合が非常に高いことがわかった。また大型店なら遠くであっても出かける傾向が高い。

第三に、若年令層ほど地元商店街に対する評価が低い。

最後に、大店法についての知識度をみると、「ある程度知っている」と「名前ぐらいは知っている」を合わせて74%であり、これらのうちの64%は大店法改正を消費者にとって有利であると考えていることがわかった。

牧野香三所員は改正大店法と消費者の関係について述べた。

(旧)大店法は、

- ①地元中小小売商の事業概会の適正な確保
- ②消費者利益の確保
- ③小売業の正常な発達(流通近代化)

の3つを、大型店の出店調整の判断基準としてあげるが、これらの基準間には葛藤が生れうる。しかし、この葛藤をどう処理するかについて、法体系の中では何も示されていないという問題がある。

また、大店法は、その成立および運用の過程で次のような考え方に基づいていた。

①発展平等主義-大店法施行以前は、百貨店にのみ規制があり、不公平であるという百貨店側の主張に基づいて、百貨店とスーパーを共通の土俵で競争させる。

②共存共栄主義-中小小売商の存立を確保する。生業的小売商は、経営革新なしに存続できる条件を要求。競争原理・市場原理の否定。

③地域主義-各地の商工会議所に設置された商調協が調整権限を持ち、通産省は、商調協意見の全会一致を行政指導。

- ④閉鎖経済主義

このような(旧)大店法のもとで何が起こったかと言えば、中小小売業者の環境適応力の衰退であり、企業者精神の衰退であった。

改正大店法では、地域主義は弱まる。また、競争共栄主義の考え方が広まってゆこう。大型店と中小小売店間の競争は激化するであろうが、「商業集積法」「中小小売商業振興法」「民活法」によって中小小売商への支援はなされることになっている。とはいえ、一般小売店の減少は起こるであろう。

改正大店法の具体的運用は今後の課範であるが、従来以上に消費者の利益が重視されることは間違いないだろう。

3人のシンポジストのメインの発言は以上のとおりであった。

この後、若干の補足発言が行われた。

山口氏からは、法は運用自体でいかようにもなるものであり、大店審での裁きが重要であろうという発言があった。

井上所員は、商業統計によれば小売店舗が減少しつつあり、とくに、1人ないし2人の小売店が激減しているかにみえることは問題であるとの指摘を行った。

牧野所員は、中小小売店は中小なりの強みももっているはずであり、そこに将来の展望も見出しうるのではないかとの見解を表明した。

補足発言の後、フロアよりの質問に対する応答も含めて討論が行われた。これらの討論の中で、規制

緩和・競争激化の状況的厳しさはあるが、小売店の自助努力は小売店の発展をもたらすであろうこと、それは同時に、消費者に対する利益も増進するものとなりうること、などの点が語られた。

公開講演会は、盛会のうちに終わった。

(文責・伊藤幸男)